

障害者差別解消法、4月1日から施行。 「合理的配慮」って何だろう？

障がい者差別とは？

障がい者への「差別」と聞くと、みなさんはどんなことを思い浮かべるでしょうか？

藤沢市の「障がい者総合支援協議会」は2014年に、市内の障がい者やその家族に「いままでに障がいを理由に差別されたと感じたことはありますか」というアンケートを行いました。

これには、たくさんの「こんな差別があった」という声が寄せられました。

- 子どもが参加できるキャンプに申し込みを行ったが、障がいを理由に断られた。大丈夫ですからと説明したが、なかなか聞き入れてもらえなかった。
- 病院に行ったときに、看護師から「他の人に迷惑なので外で待って（冷暖房のない所）」と言われた。
- 学校に行きたいのに車いすだから断られた。
- 子の成人に「何がめでたいのか」と問われた。
- 雨の日に障がいの子どもを連れてタクシーに乗ったところ、「こんな日に連れ出すことはない」と到着まで嫌味を言われ続けた。（養護学校の卒業式の日でした）

どうでしょうか。

「健常」者の側からすると、「それまで『差別』っと言うの？」という例もあるかもしれません。

「それは差別ではなく『区別』だ！」などという聞き直りの常套句は論外ですが、キャンプの場合などは主催者に「どう対応してよいかわからない」という戸惑いもあったかもしれません。



差別か差別でないかという判断は難しい問題です。ただ、いままでは圧倒的少数派である障がい者の側が泣き寝入りをしてきたことも事実なのです。

障害者差別解消法、4月1日から施行

この4月から「障害者差別解消法」という新しい法律が施行されました。

この法律はとても大きな意味を持っています。それは日本ではじめて「障がいを理由に『差別的取り扱い』をしてはならない」と定



▲藤沢市の啓発ポスター

めたからです。いままでそんな法律はなかったのです。

ただ、問題は何が「差別」か、ということです。「これは差別だ」「差別ではない」という議論を平行線に終わらせないためにはどうしたらよいのでしょうか。

そこで差別解消法は、客観的な基準（モノサシ）を作って、「何が差別か」「差別ではないか」について皆が同じに判断できるようにしました。

たとえば文部科学省は、学校における「差別的取り扱い」にあたるものとして次のようなガイドラインを作りました。

- 障害があることを理由に入学を拒否する。
- 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否する。
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつける。

これなら、誰もが同じように判断できます。

また国土交通省が鉄道やバスなどの事業者向けに作ったガイドラインでは、こんな例が示されました。

- 障害があることのみをもって乗車を拒否する。
- 障害があることのみをもって乗車できる場所や時間帯を制限し、又は障害者でない者に対して付さない条件をつける。
- 身体障害者補助犬法に基づく盲導犬、聴導犬、介助犬の帯同を理由として乗車を拒否する。

こうしたガイドラインを、すべての省庁がそれぞれの管轄する分野について作成したのです。

一方、「差別にはあたらない」例も示されます。

- 合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者に障害の状況等を確認する。（文科省、国土交通省など）
- 障害のある児童生徒等のため、特別支援学校において特別の教育課程を編成する。（文科省）
- 車いす等を使用して列車に乗車する場合、段差が存在し、係員が補助を行っても上下移動が困難等の理由により利用可能駅・利用可能列車、利用可能時間等の必要最小限の利用条件を示す。（国土交通省）

障がい者の問題というと、ともすれば「思いやり」などの「心の問題」と思われがちです。

ですが障害者差別解消法が求めているのは「心の問題」ではなく、誰もが同じ対応のできる「主観によらない“社会のルール”づくり」なのです。

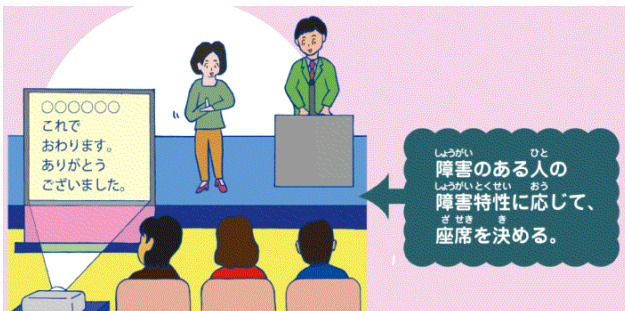
合理的配慮

また、あたらしい考え方も生まれました。「合理的配慮」という考え方です。

「合理的配慮」とは、車いすが通れるようにスロープをつけたり、筆談で窓口対応をするなどの「社会的障壁を取り除くために必要かつ適切な変更や調整」のことです。

差別解消法では「差別的取り扱い」だけではなく、「合理的配慮の不提供」も“差別”と定義しました。

バリアフリーの環境がなければ、障がい者は誰もが持つはずの「自由に自分の行きたいところに行ける」権利を妨げられることとなります。平等ではありません。ですから合理的配慮は決して「特別扱い」ではなく、不平等を是正するための積極的措置なのです。



▲ 内閣府「障害者差別解消法」リーフレットより

ただ、合理的配慮の提供は一般の市民に求めているものではありません。市役所の職員や公立学校の教職員などに合理的配慮を義務づけているのです。（民間事

業者にも努力義務があります。）

そこで藤沢市は市の職員に向けて、窓口対応の際のこんな合理的配慮の例を示しました。

- 障がい者から申し出があった場合には、制度上可能な限り代読や代筆といった配慮を行う。
- 順番待ちのための整列が困難な障がい者に対し、周囲の人の理解を得た上で、手続きの順番を入れ替える。

藤沢市立の小・中・養護学校の教職員については、別に「教職員対応要領」が作成される予定です。

- 視覚情報の処理が苦手な児童生徒のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らす。
- 肢体不自由のある児童生徒等の体育の際に、……ボール運動におけるボールの大きさや投げ距離を変えたり、走運動における距離を短くしたりすること。
- 学校の施設・敷地内において段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。

もちろん合理的配慮の例示は「これさえやっておけば良い」というものではありません。

「障がい」は一人ひとり違います。機械的な対応ではなく、どんな希望があるのか、どんな合理的配慮が可能なのか、十分話し合っていくことが大切です。

なお、合理的配慮の提供については「それが過大な負担ではない限り」という限定がついています。たとえば「エレベーターをつけてほしい」という要望も、場所や財政規模によっては困難なこともあるでしょう。

その場合でもただ「できません」ではなく、かわりにどんな代案があるかをお互いに考えながら「建設的対話」を進めていくことが大切です。その話し合いのプロセスの中から「障がいのある・なしにかかわらず共に生きる社会」が生まれていくのです。

考えてみれば、私たちは誰でもすでに合理的配慮を受けています。ケガをすれば、救急車は信号にかかわらず他の車に優先して走ります。妊娠したり高齢になれば、電車の優先席が用意されます。障がい者だけではなく、支援を必要とする人に対する一定の配慮はすべて合理的配慮なのです。

障がい者が暮らしやすいまちは、誰もが暮らしやすいまちです。この法律をめぐる議論を通して、すべての人が暮らしやすい「共に生きるまち」づくりが進むことを期待したいと思います。